

兵庫県警察における警棒等の使用に係る報告に関する訓令

平成16年 3月26日  
本部訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成13年国家公安委員会規則第14号。以下「規範」という。)第7条の規定による報告に関して必要な事項について定めるものとする。

(報告)

第2条 規範第7条第1項及び第2項の規定による報告は、規範第7条第4項に掲げる事項について行うものとする。

2 規範第7条第3項の規定による報告は、警棒等使用報告書(別記様式)により、当該所属を担当する警務部監察官(以下「担当監察官」という。)を経由して行わなければならない。

3 規範第7条第4項の規定による報告は、前項の担当監察官に行わせるものとする。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。